

盛岡駅西口地区市有財産（土地）取得事業者の募集に係る

公募型プロポーザル評価選定要領

令和4年5月30日市長決裁

（目的）

第1 この要領は、盛岡駅西口地区市有財産（土地）取得事業者の募集に係る公募型プロポーザルに応募のあった事業内容に係る評価方法及び契約候補者の選定方法について定める。

（選定方法）

第2 契約候補者は、応募書類の確認による資格審査並びに応募書類の内容及びヒアリングによる聴取内容の確認による内容審査により評価し、選定を行うものとする。

（資格審査）

第3 応募者が盛岡駅西口地区市有財産（土地）取得事業者募集要項に定める応募要件を満たしていることの資格審査は、総務部管財課（事務局）が行う。

（内容審査）

第4 次に掲げる者を評価者として指名し、盛岡駅西口地区市有財産（土地）取得事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、応募者から提出された応募書類の内容及びヒアリングによる聴取内容を総合的に審査し、別紙「審査基準」に沿った評価を行う。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 商工労働部長
- (4) 都市整備部長

（選定方法）

第5 契約候補者の選定に当たっては、第4による評価者全員の評価点を合計し、その合計した点数（以下「合計評価点」という）が最も高い応募者を契約候補者として決定する。ただし、合計評価点が1,600点以上であるものがない場合は、契約候補者無しとする。

（選定結果の公表）

第6 選定結果は、応募者全員に書面により通知するとともに、市公式ホームページにおいて公表する。